

新旧対照表（案）

○世田谷区心身障害者福祉手当条例

新	旧
<p>世田谷区心身障害者福祉手当条例</p> <p>昭和49年10月1日 条例第45号</p>	<p>世田谷区心身障害者福祉手当条例</p> <p>昭和49年10月1日 条例第45号</p>
<p>第1条から第13条まで 省略</p>	<p>第1条から第13条まで 省略</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1項から第6項まで 省略</p>	<p>第1項から第6項まで 省略</p>
<p><u>7 難病法第6条第1項の申請をした者（難病法第5条第1項に規定する指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する告示（平成27年厚生労働省告示第266号）により定められた指定難病（次項において「追加指定難病」という。）に限る。）の患者に限る。）が世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（平成27年10月世田谷区条例第 号。次項において「改正条例」という。）の施行の日から当該施行の日から6月を経過する日の属する月の初日の前日までの間に第4条の規定による認定の申請をした場合における第5条の規定の適用については、同条中「認定の申請をした日」とあるのは、「難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の申請をした日（世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（平成27年10月世田谷区条例第 号）の適用の日以後に世田谷区の区域内に住所を有することとなった者にあつては、当該申請をした日と当該住所を有することとなった日のいずれか遅い日）」とする。</u></p> <p><u>8 改正条例の適用の日の前日において障害又は疾病の程度が別表3の項第2号に該当する受給者であつて、当該適用の日以後に追加指定難病の患者に該当し、かつ、同項第1号に該当しないものに係る手当の支給については、当該適用の日から同日から9月を経過する日の属する月の初日の前日までの間</u></p>	

にあつては、同項第2号に該当する者とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則（平成27年10月2日条例第 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年7月1日から適用する。

2 新条例の規定は、平成27年7月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同年7月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）
省略

別表（第2条、第3条関係）
省略